

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前
目次	目次	
第一編 通則	第一編 通則	
第一章～第二章の四 (略)	第一章～第二章の四 (略)	
第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	
第一節 機械等に関する規制 (第二十五条～第二十九条の三)	第一節 機械等に関する規制 (第二十五条～第二十九条の二)	
第二節 (略)	第二節 (略)	
第四章～第十章 (略)	第四章～第十章 (略)	
第二編～第四編 (略)	第二編～第四編 (略)	
附則	附則	
<p>第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるよう努めなければならない。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の</p>	<p>第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の</p>	

規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、フアクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他）のこれに代わるもの（以下「該相手方」）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の同項目を速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるよう努めなければならない。

（型式検定を受けるべき防毒マスク）

第二十九条の二 令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める防

毒マスクは、次のとおりとする。

- 一 酸化炭素用防毒マスク
- 二 アンモニア用防毒マスク
- 三 亜硫酸ガス用防毒マスク

（自主検査指針の公表）
第二十九条の三（略）

（名称等の通知）
第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、フアクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他）のこれに代わるもの（以下「該相手方」）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とする。

規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項目各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

（新設）

（自主検査指針の公表）
第二十九条の二（略）

（名称等の通知）
第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスクの交付、フアクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により通知することについて相手方が承諾したものとする。